平成30年度第3回

千葉県消費者行政審議会

議 事 録

日時:平成31年3月18日(月)

場所:ホテルプラザ菜の花3階「菜の花」

1. 開 会

【司会(浅野くらし安全推進課副主幹)】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第3回千葉県消費者行政審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境生活部くらし安全推進課の浅野と申します。よろしくお願いいたします。

2. 挨 拶

【司会】 それでは、初めに石渡生活安全・有害鳥獣担当部長より御挨拶を申し上げます。 【石渡生活安全・有害鳥獣担当部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、日ごろから県の消費者行政の推進に御支援、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。また、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、心から御礼申し上げる次第でございます。

本審議会におかれましては、昨年3月に次期消費生活基本計画について、知事から諮問させていただき、それ以降、10月、それから12月と、これまで2回の審議を重ねていただいたところでございます。今回の計画の策定に当たりましては、消費者を取り巻く環境が本当に大きく変わってございます。被害についてもそうですし、成年年齢の引き下げ等、新たな要素が加わっているところで、いろんな要素を取り込みながら計画を立てなければいけないということで、皆様に貴重な意見を伺ったところでございます。

基本計画原案につきましては、これまでの御意見を踏まえ、2月からパブリックコメントを実施しまして県民の意見を募集したところ、56件という数の御意見をいただいたところでございます。詳細につきましては、この後、事務局から説明いたしますけれども、本日は県民の皆様からの御意見を受けて調製いたしました基本計画(案)につきまして御検討いただき、答申をまとめていただくこととなっております。委員の皆様方には、忌憚のない御意見、御提案をいただきたくお願い申し上げます。

県としましては、今後、基本計画に基づきまして総合的かつ計画的に取り組みを進めて まいりますが、国の交付金の削減など、厳しい状況の中で県がリーダーシップを発揮しつ つ、知恵を絞って市町村や消費者団体、事業者の皆様などと連携を深めていくことが重要 と考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、議事に入ります前に申し上げます。審議会につきましては、千葉県 消費者行政審議会議事運営規程第15条により原則公開となっており、議事録につきまして も公開していくこととなります。ただし、審議会の決定により非公開の決定をしたときは 非公開とすることができるとなっております。本日は、特に個人情報を含む議題や資料、 その他非公開に該当するような理由はないと考えますので、本日の会議は公開とすること としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【司会】 異議がないようですので、本日の会議は全て公開することといたします。

また、報道機関が取材のため傍聴し、会議風景を撮影することがありますことについて も御了承をお願いいたします。

本日は傍聴の希望者が1名、取材の申し込みが1社ございますので、これから会議室への入場をお願いします。

[傍聴人・報道機関入室]

【司会】 それでは、これより次第に基づきまして審議に入らせていただきますが、本日の審議会には委員13名中半数以上、11名の御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は千葉県消費者教育推進地域協議会の役割を兼ねることとなっておりますことを申し添えます。

それでは、議題に入ります。

では、これからの議事進行は千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、小賀野会長にお願いいたします。小賀野会長、よろしくお願いいたします。

【小賀野会長】 部長さん、御挨拶どうもありがとうございました。本日は、本年度第3回目の審議会です。先ほど部長さんの御挨拶にございましたように、次期、第3次千葉県消費生活基本計画についての答申をまとめたいと存じます。次期の千葉県消費生活基本計画につきましては、先ほどもお話がありました、昨年10月と12月に開催された当審議会に素案、原案がそれぞれ示され、審議会の意見やパブリックコメントを踏まえて、事務局において最終案を作成されたものと承知しております。本日の審議会が計画案について検討する最後の機会で、また審議会としての答申をまとめるということで、委員の皆様には積極的に御発言をいただきたいと思います。

会議終了予定は3時30分となっておりますので、議事運営にも御協力のほど、よろしく お願い申し上げます。

3. 議事録署名人選出

【小賀野会長】 それでは、議題に入ります。

次第に従いまして、初めに議事録署名人の選出でございますが、議事運営規程により、 私から指名させていただきます。議事録署名人を後藤委員さん、首藤委員さんの2人にお 願いしたいと思います。後藤委員、首藤委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

4. 議 題 等

(1) 第3次千葉県消費生活基本計画(案)の答申について

【小賀野会長】 それでは、本日の議事に入ります。

議題(1)第3次千葉県消費生活基本計画(案)の答申についてを議題といたします。事務 局から御説明をお願いいたします。

【斎藤室長】 消費者安全推進室長の斎藤と申します。説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料が前後いたしますけれども、資料3、資料4のから御覧ください。

県民の皆様からいただいた御意見と県の考え方、資料3でございます。こちらにつきましてはパブリックコメントの概要ということで、意見の募集期間は31年2月8日から3月8日まで、寄せられた意見の状況は、1名、5団体の方から延べ56件の御意見を頂戴しました。

まず初めに、計画についての基本的考え方は4件の御意見を頂戴しました。2番と3番のところですけれども、消費者行政の施策充実ですとか情報の可視化などについて御意見を頂戴しておりまして、2の右のところでございますが、県の考え方としまして、消費者、事業者、市町村等と連携、協働して消費者行政施策を推進してまいります。

それから、3のところですけれども、計画に基づく取組を進める中で成果や状況を踏ま えて、さらに県が果たすべき具体的な役割、有効な仕組みづくりについて検討していきた いという考え方としております。

続きまして、めくっていただきまして、現状と課題についての御意見は6件頂戴しました。かいつまんで説明いたしますけれども、5番のところ、相続について計画の中に記載が入っているのは異質なのではないかという御意見ですけれども、こちらにつきましては、金銭教育等において、受講者からの興味や要望も高い事項でありますことから掲載しております。

また、6番のところですけれども、取組状況、課題の各項目の書きぶりとして、全体的に平仄がとれてないんじゃないかという御意見を頂戴しております。こちらにつきましては、それぞれの課題によって、データなどのありようが異なっていることから現状の記載とさせていただいております。計画において、情報の収集や整理を進める中で取組状況などについても、実際の計画、運用の中でさらにわかりやすい見える化を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

次の3ページでございますけれども、基本目標1「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」について6件の御意見を頂戴しました。こちらもかいつまんで説明いたしますが、12、13、14のところは地域の相談体制についての御意見を頂戴しております。こちらの御意見につきましては、次期計画案の34ページ、「地域における相談体制の充実」に記載しておりまして、地域における相談体制の格差解消や充実強化に向けて広域的な連携など、地域の実情を踏まえた取組を市町村とともに進めていきたいと考えております。具

体的な取組については、地域の状況に応じまして、総合的な観点から市町村と一緒に実効ある方策を検討していきたいと考えております。また、相談体制が実効あるものとなるように、専門家、あるいはさまざまな相談支援機関、団体などとの連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして15番のところですけれども、審議会に消費者苦情処理部会を設置されていますが、開催されていないので、消費者への周知と有効活用、定期的な開催をお願いしますという御意見を頂戴しました。こちらにつきましては、御意見の趣旨を踏まえまして、消費者行政審議会とその部会がより有効に機能するよう、審議会や関係団体等の皆様の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

また16番のところですけれども、特に市町村において担当する消費生活相談員が不足しています。県の消費者センターの相談員が一定期間でも地域に相談員を派遣して、派遣する仕組みの検討を計画に入れてほしい、窓口の充実には相談員不足が喫緊の課題となっていますという御意見を頂戴しております。概括しますと、相談員養成に関しての御意見でございますが、次期の計画案35ページのところに、消費生活相談を担うことのできる人材養成につきまして記載しているところでございます。実際の施策の推進に当たりまして、頂戴した御意見を参考に市町村、審議会などの皆様の意見も聞きながら、より有効な対策について検討していきたいと考えております。

続きまして、4ページのところでございます。基本目標2の「消費者市民を育む教育の推進」につきまして、12件の御意見を頂戴しております。18番については、消費者教育の充実について御意見を頂戴しております。県の考え方ですけれども、基本計画(案)の36ページの取組方針に学校や大学等、教育現場に対する外部講師や教材等の情報提供、教員に対する研修等を充実させていく必要があるとしておりまして、37ページ以降の具体的な取組において、教育現場に対するさまざまな働きかけを盛り込んでおります。今後、御意見を参考にして具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

また、19、20、21でございますけれども、消費者教育コーディネーターの活用について 御意見を頂戴しております。これらの御意見については参考とするとともに、市町村、教 育機関、消費者団体、事業者等、さまざまな機関、団体と連携、協働して取組を進めてま いりたいと考えております。

続いて22から28でございますけれども、こちらは教育現場と消費者行政、消費者関連のところが学校等の教育現場と連携できるように、その連携についての御意見を頂戴しております。これらの御意見につきましては、考え方としまして、計画案においては、消費者行政担当部署と教育機関との連携強化、教育現場への出前講座、情報提供等の促進、保護者に対する消費者教育や子供を事故から守るための情報提供など、こういったさまざまなことの充実について記載しておりまして、今後頂戴した御意見の趣旨を踏まえて具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて5ページで、基本目標3「気づき、つなぎ、守る地域の力の向上」について20件

の御意見を頂戴しております。30番から33番のところについては、消費者団体の育成支援についての御意見を頂戴しております。県の考えとしましては、基本計画に基づいてさまざまな取組を進める中で消費者団体等と連携、協働していきたいと考えています。また、こういった連携、協働によっての取組のほか、消費者団体の活動などについて、県民にわかりやすく情報提供する環境の整備を進めていきたいと考えております。計画の重要な部分としております、見せる整理をして見える化を図ることで、これをもって消費者団体さん等の活動の支援をしていきたいと。また、こういった取組を進めることが活性化につながるものとも考えていますとともに、具体的に取組を進めていく中で求められる役割等も明確化されていくものと考えております。

続いて34、35のところで、適格消費者団体への支援についての御意見を頂戴しております。適格消費者団体については、計画案の42ページで「消費者団体訴訟制度の活用に向けた支援」としまして、連携した取組を進める旨を記載しております。また、消費者団体の1つとしても、その活動について、県民にわかりやすく情報提供等をするとしておりまして、いただいた御意見の趣旨を踏まえまして、その旨、4章の事業計画に明記しております。ページは59ページでございます。

続いて36、37でございますけれども、千葉県消費生活ネットワーク会議についての御意 見を頂戴しております。これらの御意見につきましては、千葉県消費生活ネットワーク会 議がより有効に機能するよう、構成団体等の意見を聞きながら構成や運営等について柔軟 に見直しをしていきたいと考えております。

続いて6ページで、引き続き「地域の力の向上」に関しての御意見でございますが、38から40のところで消費者安全確保地域協議会の設置促進についての御意見を3つ頂戴しております。御意見につきましては、今後、協議会の設置促進に向け取組を進めていきたいと。また、御意見の趣旨を踏まえまして、設置促進の旨を44ページで明記させていただきました。

また、41から44のところについて、SDGsやエシカル消費についての4つの御意見で ございます。県の考え方としましては、消費者がSDGsやエシカル消費について理解、 行動していくことが重要と認識しているところでございます。

基本計画(案)の目標において、3ページのところで、SDGsを踏まえて、「消費行動が社会、経済、環境等に与える影響を消費者が自覚し、消費者自らが、主体的に持続可能な社会づくりに取り組むことが求められています」ということを記載しており、この目標に向かってさまざまな取組を進めていきたいとも計画の中に盛り込んでございます。今後、御意見の趣旨を踏まえまして、SDGsやエシカル消費に対する消費者の理解や実践を促す取組を進めてまいりたいと考えております。

45のところで、消費者市民社会の実現に向けての意見でございます。こちらについては、 消費者や企業などのステークホルダー、和訳すると利害関係人でしょうか――が主体的に 活動していくに当たって、県ではネットワーク会議などの意見、情報交換の場を設定した り、それぞれの活動をわかりやすく情報提供する環境の整備、さらには連携、協働した取 組や消費者教育の推進など、基本計画に基づいた施策を総合的に推進していきたいと考え ております。

46と47のところですけれども、消費生活サポーターや消費者教育担い手人材に関しての 御意見でございます。県の考えとしては、今後、御意見を踏まえまして、サポーターや消 費者教育担い手人材の登録者の活用を図り、また、活動の状況等について情報提供等に努 めてまいりたいと考えております。

48のところで特殊詐欺の認知件数等についての御意見でございますが、特殊詐欺につきましては、迅速に新たな手口等の実態を把握して、被害防止に向けた広報啓発を実施すると。これが重要と考えておりますので、こちらで対応してまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。基本目標4「取引の適正化と悪質事業者の指導の推進」について3件の御意見をいただいています。

49と50ですけれども、悪質事業者による被害の防止のための取組についての御意見を頂戴しております。こちらについては、地域の状況を踏まえた悪質事業者などの消費者被害への防止に向け、安全・安心ネットワークづくりに向けてのさまざまな取組を進めていくとしております。取組に当たっては、地域の方々がみずから地域の課題解決に向けた具体的な方策を協議して取組を進めていくことが重要であると。県としては、市町村や消費者団体、事業者団体、専門家と協力しまして、地域における取組の促進を図ってまいります。

51のところですけれども、特定商取引法に基づく執行件数の具体的数値目標に関しての 御意見ですけれども、法に基づく指導取り締まりについては、目標数値に基づいて実施す るものではないと考えてございまして、事案に適時適切に対応していくことが重要である と考えておりますので、こういった観点で対応してまいりたいと思います。

基本目標5でございますが、「商品・サービスの安全・安心の推進」について5件の御意 見を頂戴しています。

まず53ですけれども、消費者志向経営の視点も計画で触れておくべきという御意見でございます。消費者志向経営に関しては、企業における消費者市民社会への理解の促進という観点から、基本計画(案)の42ページ、基本目標3「気づき、つなぎ、守る地域の力の向上」における「消費者市民社会への理解の促進」において記載してございます。消費者市民応援企業という概念で消費者志向経営については取り込んでおります。消費者志向経営というものについていろいろ調べてみたところ、お客様第一、顧客満足度という観点は大分前から企業さんで取り入れられていると思うんですけれども、消費者志向経営というのはお客様という考えじゃなくて、もっと広い対取引になるお客様を超えた消費者の視点、消費者がどう考え、どうしていくのか、そういったところまで考えた経営をしていくものだよというところでございました。この辺については委員の皆様のほうが詳しいと思いますので、後ほど消費者志向経営についていろいろお話があるかと思います。

続いて54のところで、リコール製品回収のため、公民連携の促進等について御意見をい

ただきましたが、こちらについては49ページで趣旨を踏まえて記載を追加しております。

それから55、56ですけれども、食品の事故や食品表示に関してのいわゆる食品の安全に関する御意見を頂戴しております。こちらについては既に取組を実施しているところですけれども、基本計画(案)においても、事業として記載しております。今後、御意見を踏まえまして、さらに有効なものとなるように取組を進めていきたいと考えてございます。

以上が県民の皆様からいただいた御意見の概要と県の考え方でございます。

続いて、資料4を御覧ください。市町村の皆様からいただいた意見と県の考え方でございます。市町村3つで延べ5つの意見を頂戴しています。

1つは、指標に関しての御意見。基本目標4の指標についてというところで、悪質商法が減ってきたと思う県民の割合の指標に関しての御意見ですけれども、県の考え方としては、基本計画の指標というのは取組の成果を把握するためのものでございますので、県民の満足度や安全・安心の実感などを上位項目として設定しております。また、指標項目については、第1次の消費生活基本計画から継続して把握しておりますので、今回の基本計画(案)についても引き続き指標項目としております。

続いて基本目標1「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」に関して1つ、 若者が活用したい相談方法についての御意見です。こちらについては、メール受付などの 相談対応方については、今後、計画に基づいた施策を進める中で、相談の状況や消費者教 育の成果を踏まえて、県民、専門家、市町村等の意見を聞きながら効果的なあり方につい て検討していきたいと考えております。

基本目標2「消費者市民を育む教育の推進」について3つの御意見をいただいています。 真ん中のところですけれども、カスタマーハラスメントが社会問題になっている、加害者 にならないための消費者教育の取組も必要ではないかという御意見です。消費者教育につ いては、消費行動が社会、環境、経済等に与える影響等を自覚し、合理的に判断し、行動 することのできる消費者市民の育成を目指した取組を進めていくとしてございますので、 消費者教育のこういった取組の中で何がいいのか悪いのか、みずから判断できる消費者に なっていってもらいたいという教育にしていきたいと考えてございます。

また、若年者に対する消費者教育についての御意見でございます。若年者に対する消費者教育の実施は喫緊の課題と認識してございますので、学校における消費者教育の充実を図るため、基本計画では、消費者行政部門と教育機関との連携強化、学校現場への出前講座の実施、消費者教育教材や情報提供の充実等を図ることとしておりますので、計画に基づいて具体的な取組で対応してまいりたいと考えております。

以上が御意見と県の考え方でございます。

続きまして、資料1、基本計画(案)でございます。こちらは修正点に関して大きく変わっているところについて説明してまいりたいと思います。

まず、22ページをお開きください。重点的課題2「消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり」ですけれども、成果指標の状況という表がございます。こちらの補助指

標の1つ目、安全・安心ネットワークが整備された市町村数のところ、現況で25となっているかと思いますが、1つ増えまして26でございます。26市町村が安全・安心ネットワークが整備されているという現況になってございます。済みません、おわびして訂正いたします。それと、24年度の状況については23市町村でございます。それから、担い手人材リストの新規登録人数についても数字がわかりましたので、464人と記載してございます。

23ページですけれども、「見守り体制の強化」という項目のところです。お手元でも赤字になっているかと思うんですけれども、高齢者からの相談で段落がありまして、「平成28年4月に施行された改正消費者安全法により、構成員間で被害防止のために個人情報を共有することもできる『消費者安全確保地域協議会』の設置が可能となり、法に基づく協議会の設置を促進していくことも求められています」という記載を加えてございます。こちらについては、県民の皆様の御意見を踏まえた修正でもございます。

続きまして、44ページを御覧ください。一番最後の3つ目の四角のところですけれども、こちらについては基本目標3の「気づき、つなぎ、守る地域の力の向上」の「施策展開の方向と具体的な取組」の「安全・安心ネットワークづくり」の中に安全確保地域協議会の設置促進について記載しているというものでございます。先ほどと同様、御意見の趣旨を踏まえて加えさせていただいたところでございます。

続いて49ページを御覧ください。下から数えていただいて、ひし形の下から3つ目のところですけれども、これもパブリックコメントの御意見を踏まえて記載を盛り込んだものでございますが、「商品・サービスの安全・安心の推進」という中で、消費者事故の防止に向け、消費者団体、事業者と連携してリコール製品についての情報提供や回収等の取組を進めていきたいということにしてございます。

続いて51ページをお開きください。基本計画の指標でございます。こちらについても、 真ん中のところなんですが、30年度の状況で基本目標3、補助指標、安全・安心ネットワークが整備された市町村数は25市町村になっているかと思いますが、26市町村に訂正させていただきます。30年度の状況、赤字で書いているところが現状把握したものでございまして、今回盛り込んでございます。

あとは53ページの「第4章 事業計画」以降でございまして、59ページの基本目標3「気づき、つなぎ、守る地域の力の向上」の「消費者被害の未然防止と拡大防止」の2番で「適格消費者団体等の支援」という項目にしまして、「また」以降を加えてございます。「消費者被害の防止や被害救済に向け、適格消費者団体や団体訴訟制度等についての理解と周知を図るなど連携・協働して取組をすすめます」という事業計画にしてございます。

以上が計画案の大きな修正部分でございます。

続いて資料2を御用意ください。大きく「資料編(案)」と入っているものでございます。 こちらは基本計画の本文の後ろにつけます資料編の案でございます。中身としましては、 世論調査結果について2ページ以降、消費者センターについて7ページ以降、適格消費者 団体等、団体訴訟制度について9ページ以降、消費者センターとSDGsということで木 更津市さんの取組を11ページ以降、関係法令と記載しております。

ちょっとめくっていただきまして2ページのところですけれども、世論調査結果を抜粋しておりますのは、計画本文の先ほどの51ページの指標に入れてあります各項目の具体的なバックデータになるものでございます。中身としては、55回の県政に関する世論調査、平成29年度抜粋のものと、その次に56回世論調査、平成30年度に実施したものでございます。

3ページですけれども、県政世論調査のところで、まず、消費生活相談について調査を行っております。消費者トラブルに遭った際の安心して相談できるところの有無について、「あると思う」という方が約6割、具体的には58.6%。51ページの上から2つ目の58.6%の具体的な内容でございます。

続いて、下の丸のほうで、いつでも相談できる人の有無、「いると思う」が約8割、具体的には78.9%という状況でございました。

4ページのところですけれども、悪質商法に対する考えを調査しております。「減ってきたと思う」、「どちらかといえば減ってきたと思う」という方々が10.2%いました。一方で、「増えてきたと思う」という方が3割を超えるというものでございますが、増えてきた云々というのは、ある程度話題になった悪質商法事案があるとか、そういったものにも左右されるというところはございます。

2つ目の消費者教育の機会に対する考えでございますが、「提供されていないと思う」 方々が4割台半ば、一方で「提供されていると思う」、「どちらかといえば提供されている と思う」という方々が16.9%でございました。ただ、提供されていないと思っている方々 が4割台いらっしゃるんですけれども、消費者教育は小中学校、高校で以前より大分進ん でいるというか、浸透していると思っておりまして、自然に授業に溶け込んでいるという ところから、自分が受けたものが消費者教育なのか、自覚がない、認識がないという方も いらっしゃると考えておりまして、そういった方々が提供されてなかったなと感じている ところにも少し入ってくるのかなと思っております。いずれにしても、引き続き消費者教 育についても努力していかなければならないなと考えているところでございます。

5ページのところですけれども、消費者トラブルに遭わないための県や市町村に求めること、トラブルに遭ったときの相談窓口の情報提供をしてほしいという方々が5割いらっしゃいます。こちらについては指標のほうには盛り込んでございませんが、参考に掲載しております。

6ページのところですけれども、56回の世論調査、平成30年度に実施したものでございます。生活必需品への不安についてお聞きしたところ、「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」という方が10.9%おります。こちらについては、目標値減少を目指しますとしてございます。

それと消費生活全般の満足度としてお伺いしたところ、「大変満足している」、「まあ満足 している」という方々を合わせた「満足している」と感じている方が約3割、30.9%。指 標の表でいきますと、35年度目標値50%に対して30.9%となってございます。

続いて7ページのところですけれども、消費生活センターについて、その機能とか、具体的な、どういうことをやっているのかということについても周知が必要という課題認識から資料を載せております。消費生活センターというのは、被害防止と安全確保のために地方公共団体が設置している機関。千葉県では、県消費者センターがその役割を果たしています。専門の相談員、消費生活相談員が消費者トラブルに関する相談に応じて問題解決のための助言や情報提供、必要に応じてあっせん、事業者との間に入って自主交渉がうまく進むようにしていくというもの。それと消費生活センターの相談情報については、全国的なデータベース、PIO-NETに集約されていますという旨、記載しております。相談員さんが受けた相談をこのシステムに随時登録しておりまして、これは全国的なネットワークで情報共有できるようになっていまして、この情報というのは消費者への注意喚起、事業者に対する処分等、それと国の法改正などに役立てられているというものでございますので、消費者の皆さんには、何かおかしいなと思ったら、やはりセンターに相談を寄せてほしいというところからも、こういったところを紹介しているというものでございます。

それと消費者教育の拠点というところで、写真を載せてありますが、県の消費者センターが提供する広報啓発資料材ということで、「しっかりさん」になろう!ゲームというものがあります。こちらはイベントで、県の消費者センターの相談員が現地でゲームのやり方等を手ほどきしていまして、お子さんたちに大変人気のあるゲームでございます。

8ページのところですけれども、消費者センターで実施している自立支援講座の募集チ ラシについても載せてございます。

9ページのところですけれども、適格消費者団体と消費者団体訴訟制度についての説明 資料となっております。こちらについては拝師委員から説明資料を寄稿いただきまして、 それをもとに盛り込んでいるものとなっております。差止請求に関しての流れ等々、めく っていただいて10ページのところですけれども、被害回復については、多数の消費者に共 通して生じた財産被害について、特定適格消費者団体が訴訟を通じ集団的な被害の回復を 求めることができる制度となっていると。

9ページですけれども、特定になる手前の適格消費者団体は、関連法に違反する不当な 勧誘とか不当な契約事項、不当な表示などの行為をやめるように求めることができる制度 となっているものでございます。

11ページでございますが、SDGsに関して理解促進のためということで記載しておりまして、こちらについては木更津市さんの取組について載せさせていただいております。この内容については、11ページの上の黒字のところですけれども、木更津市消費生活センター、橋口相談員の論文、第33回ACAP(公益社団消費者関連専門家会議)の消費者問題に関する「わたしの提言」において最優秀賞を受賞なさったものを抜粋して掲載させていただいております。

14ページのところに関係法令として、条例と基本法と消費者教育推進法の条文を載せた

いと考えておりまして、実物が33ページまでとなっております。

めくっていただいて、34ページに御審議いただいた審議会の委員の皆様の名簿を載せて おりまして、35ページで第3次基本計画の策定スケジュールをつけると考えております。

1ページにちょっと戻っていただきたいんですけれども、関係法令の次のところにあります千葉県消費者行政推進本部については、考えとしては、要綱のみを載せたいというところでして、所要の修正が必要でございますので、今回添付は省略しております。

活動状況について記載してはどうかという御意見を前回の審議会で頂戴しましたが、現状としまして、開催という形ではなくて、推進本部の構成メンバー間で随時メール等で情報共有と連携を図ってございますので、今回は要綱のみでと考えております。それと、消費生活ネットワーク会議についても要綱を添付したいと考えております。

以上が資料編として添付する内容の案でございます。

それから、資料5につきましてですけれども、策定スケジュール。先ほどの資料編の最後にも添付しておりますが、策定に当たってきた平成30年の状況と、下のほうに行きまして、真ん中のところですけれども、31年3月18日、本日の第3回審議会で計画案について協議いただいて、知事宛ての答申をいただいて計画の決定を行って、4月に公表を行うというスケジュールとなっております。

以上が本日の議題に関しての説明でございます。御審議よろしくお願いいたします。

【小賀野会長】 どうもお疲れさまでした。1時間ずっと御説明いただきました。

それでは、この後、御意見とか御質問等々をいただくことが本日のメインになっておりますので、よろしくお願いいたします。御意見とか御提案とか御発言をお願いいたします。

【岩井委員】 岩井です。今回のパブリックコメント等々を見ますと、成年年齢の引き下げ等で若年者に対する対応というものは非常に重要じゃないのかなと思っています。今回の消費生活基本計画なんですが、計画で言うと34ページから35ページにかけてなんです。

「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」ということなんですけれども、確かに若年者に関しては、次の項目で消費者教育の充実ということでかなり膨大な量を割いて検討しているということなんですが、教育は非常に重要だということなんですけれども、一旦被害が発生した場合に相談の窓口は重要なのではないか。特に若年者に対するそこら辺の視点というのが出てないのかなと。例えば、ここには「高齢者・障害のある人、外国人等」ということなんですけれども、「等」の中に若年者が入るのかなと思っているんですけれども、ここはやっぱり中学生、高校生だとか、20歳未満の若年者に関してもはっきり明示したほうがいいのかなとちょっと思いました。

次に、これは本当に純粋な質問なんですが、今回のパブリックコメントの3ページ、基本目標1「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」に消費者苦情処理部会。多分、私もここに入っていると思うんですが、今までに招集されたこともないですし、具体的なことをやったのかどうかもはっきりしないんですけれども、これは今まで何回ぐらい開催されて、かつ最後に開催されたのはいつで、また、この部会というのはどういう場合

に開催されるのか。そこら辺、ちょっと質問なんですけれども、御教示ください。 以上です。

【浅野副主幹】 相談窓口の対応につきましては、御意見をお伺いして検討させていただきたいと思います。

それから、苦情処理部会について御説明申し上げます。皆様のお手元の消費者行政審議会議事運営規程を御覧いただきたいと思います。1ページのところに部会の審議事項で、審議会に消費者苦情処理部会を置くということで、この部会が審議することを1から7まで記載してございます。消費者被害が大きく生じそうなときに具体的なものについて審議をいただくということと、それから、消費者センター等で対応困難な事例などについても、この苦情処理部会であっせん、調停などを行うことができるというような審議内容になってございます。

また、第2条「審議会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上からの開催の要求があったときに、会長が開催するものとする」ということで、大きな事案が起こって、これはこういった専門の部会で審議すべきことではないかと審議会が判断したときにも開催することができるというような規定になってございます。

いつ開催されたかということにつきましては、平成21年度となります。第1次の計画をつくりました際にも苦情処理部会の活用が必要なのではないかということで、その当時、問題になっていました事案につきまして、当初、苦情処理部会のあっせん、調停ということを想定したのですが、消費者の方々が苦情処理部会においてあっせん、調停をすることまでは望まないというか、そういうところに出てくるのはなかなか難しいということがあり、苦情処理部会における事案の調査・研究ということで、調査を行い、提言をいただきました。それを受け、県においても、各省庁等に法制度を求める意見を出させていただいくなどしたころでございます。

特に困難事例とか消費者被害が広がりそうな場合の事例について有効に活用するのが苦情処理部会と考えておりますが、最近では国セン等のADRとか、いろいろなものがありますので、県の場合ですと、消費者センターで苦情処理部会の活用が必要な事例が出てきているという判断があった場合に、県のほうに上げてくるという道筋もつくったんですけれども、現状では、そういった事案がなかなかないと聞いております。また、審議会として意見なり制度の提言なりをする必要があるのではないかというときには、委員の皆様からの御意見を受けて検討していくという形にもなっております。これは行政側で恣意的に苦情処理部会を開かないということではなく、開催の発射ボタンを幾つも用意しておいたほうがいいということで、規定をさせていただいているところでございます。

苦情処理部会についての説明は以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

【小賀野会長】 弁護士会等々のADRがこの10年間でかなり発達しておりますので、そちらのほうに恐らく相談の方々が伺っていっているということで、その反面、こちらのほうは余りお呼びでなかったということですけれども、今御説明いただいたように、この部

会そのものがあることはすごく意味のあることですので、また今後、このあたりについて も注目していくことが必要かと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。資料編も含めて全部説明していただきましたので、いろんな ところからお気づきの点とか御質問とか。

【石田委員】 今回の案の23ページの中に改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置についてが入って、44ページに推進していくという形になっているのは、とてもいいと思います。実際に現在でも包括支援センターとか民生委員さん等が見守りを行っているというのは、各ステークホルダーで行っているというのはあると思うんですけれども、それが横で連携しますと、実際にどのようなことを情報提供していいのかとか、みんなで連携してどのように行っていくかということが非常に明確になってくるんです。そうすると、皆さんがとても情報提供しやすくなり、地域として連携がとれて、高齢者の見守りが図られるということになりますので、ぜひこれは推進していただきたいと思います。それとちょっと気になりましたのが、今、若い人のお話が出ておりましたけれども、38ページにとてもいいことだなと思っているところがあるんです。現在、まだ消費者教育が

ページにとてもいいことだなと思っているところがあるんです。現在、まだ消費者教育が進んでない現状で、一番下の項目のところに「職域における消費者教育の促進」とありまして、「事業者や事業者団体に対し、消費者教育への理解を深めるための働きかけや、消費者教育教材や講師派遣制度等についての情報提供を行うなど、職域における消費者教育を促進していきます」ということが書かれているんです。これは現状、若い人たちが社会に出て収入を得るようになって、消費者被害に遭うということが多々ありますので、この年代の方たちに消費者教育を行っていただくということはとても重要ですし、また事業者さんとしても、若い人たちに向けての販売等もありますので、そういうことはとても重要だと思うんですが、ここに書かれているだけで、36ページでは、例えば一番下の丸とか、その上の丸あたりに入るのかなとは思うんですけれども、下から2番目の中ですと、「それぞれのライフステージに応じた消費者教育を、学校、地域、家庭等において」というところで、企業、団体とかがどこにも出てこないので、やはりどこかに入れていただいたらいいのかなと思いました。

それに関連しますと、最後のところになりますけれども、実際にどういうところが行っていくかというあたりもあるのかなと思うんです。57ページに、どこの課が何をするかというところがありますが、「地域における消費者教育の推進」には、そういうものが触れられていないので、多分、情報提供していくというだけになるのかなとは思うんですけれども、とてもいいことが書いてあるのが38頁だけになってしまうので、そういうものも載せていただいたほうがよろしいのかなと思いました。

【浅野副主幹】 どうもありがとうございます。御意見を踏まえて取組を進めていきたい と考えているところです。

事業計画のところの書きようですが、これは一番最初のところに断らせていただいたんですけれども、同じ基本目標の中では、1つの事業を二重に計上しないという形で整理さ

せていただきました。そうしないと、例えば消費者センター運営事業とか消費者教育関連の情報の収集、提供というのが全てのところにここの中でも重複して入ってくるという形で、かえってわかりづらくなるのかなと考えて整理をさせていただいたところです。

そのために、基本目標については全体の中で事業計画を御理解いただければありがたいなと思っているところで、「地域における」ということで書いているのはこの3つなんですけれども、例えば地域における消費者教育の推進をするためには、その前に出てきている「県消費者センターにおける消費者教育推進拠点機能の強化」が全部かかわってきますし、また、「学校における消費者教育の充実」の中で取組を進めている項目というのもかかわってきて、そこにプラスして、地域における消費者教育の推進という形で事業が出てきているような記載方法になっているということについて御理解をいただければありがたいと思います。

【小賀野会長】 ありがとうございました。事業計画という捉え方が、53ページのところに事業計画の総論的な解説がありますけれども、ここで重複がなかなかできないということから来ることだと思いますが、前半お話になった消費者安全法の協議会は、ここにも記されているように、高齢者等の個人情報を協議会の皆さんで共有できるという定めになっていて大変注目されるようなところだろうと思いますけれども、よろしいですかね。

それから、適格消費者団体については拝師先生が資料等を御提供いただきましたので、 ちょっと補足をお願いしてよろしいでしょうか。

【拝師副会長】 資料編の適格消費者団体の説明部分、図はほとんど浅野さんがつくって いただいたと思うので、私のほうはコメント部分を若干入れていただいたというところで す。ありがとうございます。

こういう形で情報提供をいろいろしていただけるのは本当にありがたいと思っております。ただ、具体的な適格消費者団体に関する中身の部分なんですけれども、59ページのところに連携、協働についての書き込みを加えていただきまして、これ自体はありがたいと思っているんですけれども、前段のもともとの部分の活動経費等の支援については、恐らくこの記載ぶりだと、特定適格の要件をとるための活動経費ということで、肝心の認定をとってからの活動の財政的支援が触れられていないので、その部分はぜひ入れていただきたいなと思っております。ちなみに、ついこの前、正式な申請を出しましたので、3カ月以内に結果が出るんじゃないかと思っておるんですが、申請がおりてからの活動がまさに重要なところですので、そちらについての活動経費等の支援も含めて記載していただけるとありがたいかなと思っております。

それから、ついでなので、先ほど石田委員からもお話があった、消費者安全確保地域協議会の設置の話も記載していただいて大変ありがたいと思っております。他県の様子なんかを見ていますと、特に設置が進んでいる都道府県なんかは、県のほうがかなり主導的に働きかけをして、市町村がそれを理解して受け入れて協議会設置に動いているという流れがありますので、ぜひ県のほうで主導して働きかけをしていただけるとありがたいかなと

思っております。そういう意味では、例えば44ページの記載ぶりも、どこかに県が主導してとか、県のイニシアチブのもとでのようなものを入れていただけると、より具体的な案になるのかなと思っています。

【小賀野会長】 県が主導してって、どうなんでしょう。

【斎藤室長】 財政的支援に関して御意見を頂戴しているところなんですけれども、現時点での考え方としては、よりわかりやすく、適格消費者団体さんの活動をホームページ等で御紹介して情報提供していくという見える化で、まずは支援していきたいと考えているところです。市町村への周知に関しても、こういった情報提供、見える化を通じて支援していきたいと。それをまず軸にしていきたいと考えているところですので、御理解をよろしくお願いいたします。

【浅野副主幹】 適格消費者団体の支援については、今、室長から答えたとおりの考え方になります。実際に認定を受けてからということ、どういう状況になるのかという、その状況も踏まえてということになると思いますが、今後、さらに特定適格消費者団体を目指すということで取組を進めるということであれば、そういったものに対する支援が適用されると考えているところでございます。

それから、県が主導というような文言をということですけれども、今、御検討いただいているのは全て千葉県の消費生活基本計画、県として何をすべきかということを書き込んだ計画について御審議いただいております。つまり、これは全て県が責任を持って取り組んでいきますと書いているものでございますので、そこのところを御理解いただいて、あくまで県と市町村は対等の立場で連携、協働していくパートナーとして取組を進めていくこととなります。この計画を記載することで、県が取り組んでいきますという意思表明にはなっていると御理解いただければと思います。

【小賀野会長】 確かに基本計画は県が全部主導しないといけないので、ある部分だけを 主導するとなると、ほかはどうなのか、主導しないのかとなっちゃいますけれども。

【拝師副会長】 適格消費者団体への財政支援の関係なんですけれども、現状、県がそういう御認識だということは十分わかるんですけれども、考え方の根拠というか、要するに適格消費者団体、あるいは特定適格消費者団体の認証をとるための活動は支援するけれども、とった後の団体支援をしないという理屈がよくわからないんです。県のほうで支援していただくのは、適格消費者団体、特定適格消費者団体の活動がある意味、公的なものに準ずるような形で行政の肩がわりを一部やるような活動をしますので、それを評価していただいた上で財政支援するのかなということだと、認証をとるための活動だけに限定する合理性がちょっとよくわからないので、もしその辺の議論をされているのであれば教えていただきたい。

【斎藤室長】 まず、現時点での適格団体への補助制度があるんですけれども、それについては、適格消費者団体になるための活動を支援する補助金。あわせて1年前に要綱改正をしまして、適格団体になって、その後、今度、特定適格になろうと活動をされることに

ついても、1団体2年間を限度に支援するという補助金になっておりますので、こちらを 活用していただくことと考えております。その先の支援については、まず情報提供という のを軸にして、やりながら、また検討していくことになると思っておりますので、現時点 でこういった支援をしますということはちょっと申し上げられないということで御理解い ただきたいと思います。

【小賀野会長】 決して支援する、しないという趣旨ではないと。むしろ先生の御趣旨は 十分に伝わっていると思いますけれども、よろしいですかね。

ほか、どうぞ。いろんなところから御意見とか御感想なども含めていただければ幸いで す。

【石田委員】 ちょっと細かいところで大変申しわけないんですけれども、資料編の9ページ、適格消費者団体の差止請求の流れの図です。適格消費者団体の差し止め自体は不当勧誘、不当表示、不当条項といったようなものについて差し止めるのが適格消費者団体の差し止めなので、流れのところの2つ目の四角なんですが、「事業者に対し、業務改善の申し入れ等」と書いているんですけれども、ここのところは正確に不当な行為に対する差し止めとか、不当な行為に対する改善の申し入れとか、入れたほうがよろしいのではないかなと思いました。

【浅野副主幹】 ありがとうございます。この表につきましても、かなり急いで取りまとめたものもございますので、後で拝師委員のほうの監修も受けて、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【小賀野会長】 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

【大森委員】 私のほうからは、取りまとめていただいた内容で今後推進をしていただければいいかなと思います。

1点だけ、確認の意味で、44ページの消費者安全確保地域協議会というのは、地域のさまざまな機関、団体が連携して、こういった機関をつくるというんですけれども、こういう協議会というのは、他の自治体さんでも同じような取組が実際行われているんでしょうか。やられているとすれば、どんな取組が行われているか、少しお教えいただければと思います。

【拝師副会長】 今、正確な数字はわかりませんけれども、たしか160を超えるぐらいの自治体で設置が進んでいるんじゃないかと思います。消費者庁のホームページに最新の設置状況は載っていると思います。それぞれの取組がまだそれほど上がってきていないんですけれども、個人情報を共有して個別の見守りをするというところが最終目標なんですけれども、そこまでいっているところはすごく少なくて、基本的には、消費者被害情報をいろんな団体で共有して、被害の予防とか、見つけていくという取組を始めているところがほとんどだと思います。

【斎藤室長】 千葉県内ですと、3つの市が消費者安全確保地域協議会を設置しております。船橋、富里、白井です。白井市さんの設置に当たっての話を、先日、市町村さんが集

まったときに話していただきまして、具体的には、新たにこういう協議会をつくるという 手もあるんですけれども、それはなかなか難しいので、まず、白井市さんの消費生活セン ターさんが、白井市内にある地域福祉のネットワークに消費者トラブルの情報などを提供 して消費者問題について理解を深めてもらい、地域福祉のネットワークの方々が消費者ト ラブルを知り、そういった方々というのは高齢者の方々と日常的に会う機会が多いので知 識を持っていただいて、まず、地域の高齢者の方々でトラブルに遭っている人をみつけて 消費生活センターにつないだり、そのつないだ方が福祉的な支援も必要であれば、総合的 にネットワークとか協議会の中で支援していくというのが具体的なものになっています。

法に基づいて設置となっていますので、消費者庁のほうでも強化作戦ということで、全国的に設置を促進しております。兵庫のほうなんかは、ほとんどの市町村で設置がされておりまして、千葉でも、先ほど指標のところで出てきましたけれども、安全・安心ネットワークが26あります。これはこの協議会とはまた別なんですけれども、ただ、そのもとになる団体である可能性は非常に大きいと思います。多重債務問題対策協議会など、地域の見守りネットワークというものが26市町村で現存しているので、そこに消費者問題も周知したり、理解を深めて、こっちの消費者の協議会の機能も担ってもらおうというところでまとまっていけば協議会になると。消費者問題でも、地域の見守りができていくようになるものと考えております。

【石田委員】 実は千葉県内でこの地域協議会を設置している船橋市の相談員です。どのような形でつくっていったかというと、やはりおっしゃるように、もともと見守りネットワークとかがあるところにPTA、警察、弁護士会、民生委員さん、それと社協、市の関係団体、老人会、自治会関係とか、全て連携することで、年に1回、情報を共有している緩いつくり方です。条例を変えてはいないのですけれども、協議会をつくって連携を深めるということで、皆さんが情報を消費生活センター等に寄せてくれて、それで被害の拡大を防ぐとか、未然に防止するということにとても役立っていると年々感じております。実際に各団体の方々から、このようにして1年間対応して、こんな事例があったということを発表していただくことによって、意識が変わってくるということがありますので、ぜひ設置していただくのがいいと思っております。

【小賀野会長】 ありがとうございました。設置されて何年たつんですか。

【石田委員】 3年目です。

【小賀野会長】 有効な事例が徐々に蓄積されているということですので、ぜひ被害の未 然防止に役立ったような事例をこの審議会でも御紹介いただけるとありがたいと思いま す。

ほか、いかがでしょうか。

【後藤委員】 この中で認知症の方を対象にということが幾つか出てくるんですけれども、 ここにかかわっている成年後見人制度というのがありまして、そういうところが抜けてい るんじゃないか。要するに被後見人が契約ということは実際には成立しないわけですけれ ども、実際に判こを押して契約したという形になったときに、そうした時点で本当に全くわからない状態なのか、そのときはわかってしたのかというところは結構問題になって、普通だと、私たちは後見人がついている人は当然契約なんかはできない、こう思い込んで、それは無効になって契約自体が成立してないからと思っていたんですけれども、実際には、そうそう簡単にはいかないということがあったりして、認知症の人たちを対象にはしているけれども、ほかのいろんな団体と横のつながりがあって何かしているかというと、そうではないんです。法人後見というのが今多いんですけれども、認知症の方とか被害が多いということなので、できればそういう人たちも一緒に組み入れていくような形をとっていただけたらと思うんです。

【小賀野会長】 49ページにちょっとだけ触れてありますかね、成年後見制度の広報・啓発。

【浅野副主幹】 成年後見については、事業計画その他で広報・啓発ということとか、理解の周知ということも入れているんですけれども、多分、後藤委員がおっしゃっているのは、実際の活動の場でタッグを組む相手として、そういった成年後見制度に取り組んでいたりとか、認知症の方の見守りとか実際に支援をしている方々とも連携したほうがいいのではないかという御提案だと思います。これは大変重要な御提案だと思いますので、実際の取組に当たりまして、各地域のさまざまな相談支援機関とか、高齢者の見守りとか、権利擁護に当たっている方々と連携していくということは記載しているのですが、参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

【小賀野会長】 御意見どうもありがとうございました。先ほどの船橋の例に社協さんが 入っておられて、そのあたりの情報も出てくるんでしょうね。この方はちょっと低下しつ つあるとかね。

ほかはいかがでしょうか。今回だけじゃなくて、前回、前々回も含めて、あるいは、その途中でいろんな御意見、情報等をいただいて、事務局の御尽力によって、あわせて先生方の御意見とともにまとめられてきております。それで冒頭お話をさせていただきましたけれども、基本計画(案)として、これでお認めいただけるかどうかの最後の機会になっておりまして、当審議会として諮問を受けていまして、知事に答えないといけないんですけれども、基本計画(案)を適当と認める旨の答申をすることでよろしいでしょうか。あるいは、もうちょっと議論が必要ということがあれば、いただいても結構だと思いますけれども。

【髙橋委員】 高橋でございます。この原案に関して特に大きな問題点等は感じないので、ちょっと感想を最初に述べさせていただきたいと思うんですけれども、消費者問題というのは多様で、今回の答申の案も非常に多岐にわたっていて、これまでの審議会の議論、あるいはパブリックコメントなどに対しても誠実に修正を加えて作成いただきましたので、それに関しましては本当に御苦労があったのではないかと思います。

先ほど若年層の対応などの話に関しては、学校、あるいは教育委員会、最近は消費者問

題とか、悪徳業者を超えた、明らかに犯罪、強盗みたいなものですね。消費者問題なのか、 単なる犯罪なのか、区別がつかないような問題までいろいろ出てきておりますし、相談員 の人材の確保だけではなくて、消費者問題というのは、よりいろいろな新技術が発展すれ ばするほど、どんどん新しい知識が必要になるので、そういうリニューアル等々もしてい かないと消費者問題の解決にはつながらないのではないかという意味で、広範な御審議を いただいてまとまっているものを実際に有効なものにしていく段階ではこれからすごく大 変なのではないかなと思いました。

1つだけ確認みたいな意味で申し上げますと、基本計画というのは5つの目標が掲げられていると思うんです。問題は、この計画をそういう非常に厳しい状況の中でいかに実行していくか、それが成果のある形で県民の皆さんに対して評価していただくかというところがポイントになるのではないかなと思います。そういう意味では、この51ページに掲げられている基本計画の指標ということで、35年度と書いてあるところの数値が30年度と比べてどれだけよくなっているかがポイントになるのではないかなと思うんです。先ほどの資料2、県政の世論調査のところにも消費者問題に対する県民の意識がコメントされておりましたけれども、その数値もやはり改善していなければ意味がないと思います。たしか7つぐらいあったんじゃないかと思うんですけれども、それと、この51ページの表の整合性みたいなものも検討されたらいいのではないかなと思いました。これは感想と聞きとめていただいても結構です。

もう1つは、この答申が発表されるのは31年の4月と記載されておりますけれども、この審議会は32年6月まで続くわけですよね。約1年ちょっとあるんですけれども、この間の期間というのは何か別の問題を議論するのか。あるいは、この計画の実施状況を見守るような意味なのか。このあたりについてちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

【斎藤室長】 まず、基本計画の進捗、推進に関しましては、庁内に設置している消費者 行政推進本部を活用して進捗管理、総合調整、連携を図っていくものとしています。また、 審議会の皆様には、時期的には毎年1月ぐらいを理想目途として審議会を開催し、お集ま りいただいて前年度の進捗状況、可能であれば年度前半、基本的には前年度の進捗状況に ついて御報告させていただいて、さまざまな意見を頂戴して次へつなげていくというふう に仕組みがなっておりまして、そう考えております。

それと、指標のところに入ってくる数字と世論調査は、項目等が整合するようには世論 調査をしております。全庁的な希望を踏まえて、世論調査を実施している所管課は報道広 報課になるんですけれども、そこが取捨選択をして毎年決めておりまして、ただ、消費者 行政としても毎年把握したいので、それは重要性を訴えて、できるだけ毎年調査ができる ようにやっていきたい、努力をしていきたいと思っております。

以上です。

【髙橋委員】 51ページの基本目標1、2、3、4について、H29で書いてある、これは

世論調査の数値でしょうか。という意味では、5以外は対応しているわけですよね。

【浅野副主幹】 件数とか以外の県民の方が何割いるかとか、パーセントはみんな世論調査の結果から導き出された数字でございます。そういう意味では、世論調査とこの指標のところはリンクしているということになります。

【髙橋委員】 ということは、基本目標5だけをつけ加えていただければ大丈夫なのではないかと。

【浅野副主幹】 基本目標5の不安を感じる県民の割合も、現況については、30年度に調査した結果を資料編の6ページのところに書いてございます。ただ、基本目標1の消費生活センターについて、その機能も含め、知っている人の割合についてはまだ一度も世論調査で調査したことがございませんので、こちらは新たな項目として調査が必要と考えております。

【髙橋委員】 わかりました。ありがとうございます。

【小賀野会長】 ありがとうございました。この世論調査は県民の母数が何名とか、そんなのは特に計算する必要ないんでしょうかね。県の世論調査ということで大丈夫なんですか

【浅野副主幹】 はい。

【小賀野会長】 ありがとうございました。いろんな御意見を頂戴いたしました。

それでは、当審議会として、知事宛てに基本計画(案)を適当と認める旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【小賀野会長】 それでは、適当と認める旨、答申するということでまとめていただきま した。どうもありがとうございました。

(2) その他

【小賀野会長】 それでは、本日予定していた事項は以上ですけれども、事務局で何かご ざいましたらお願いいたします。

【斎藤室長】 今後のスケジュール確認ということで、先ほども資料5のところで申し上げましたけれども、本日いただいた答申を踏まえて県庁内で計画を正式に決定し、この基本計画自体は4月に公表したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

5. 閉 会

【井上くらし安全推進課長】 事務局のくらし安全推進課長の井上でございます。第1回

から本日まで活発に御意見いただきまして、ありがとうございました。そして本日、答申 ということでまとめていただいたことにも感謝申し上げます。今後は、説明しましたとお り、庁内で必要な手続をとりまして、3月末に第3次千葉県消費生活基本計画として策定 という形になります。4月に入りまして公表させていただきます際には、また委員の皆様 にも御連絡を申し上げます。

そして、今後は来年度からこの新しい計画に基づきまして各種取組を進めていくことになりますけれども、取組の推進に当たりましては、委員の皆様からの御助言、御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御協力を、よろしくお願いいたします。本日までどうもありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして千葉県消費者行政審議会を閉会させていただきます。どうも ありがとうございました。

(了)